別紙

認知症普及啓発イベント企画運営等業務委託
企画提案仕様書

第１ 業務の目的

令和６年１月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では，認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに，共生社会の実現に寄与するよう努めることが国民の責務として明記された。

また，令和６年 12 月に策定された「認知症施策推進基本計画」では，認知症の人を含めた国民一人一人が「新しい認知症観」に立ち，認知症の人が自らの意思によって，多様な主体と共に，日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会を創り上げていく必要性が示されている。

本県においても，認知症に関する正しい理解や「新しい認知症観」の普及啓発に取り組むとともに，今後県において策定予定としている「鹿児島県認知症施策推進計画」の内容の充実につなげる。

＊「新しい認知症観」とは

認知症になったら何もできなくなるのではなく，認知症になってからも，一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり，住み慣れた地域で仲間等とつながりながら，希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方

第２ 業務の概要

認知症に関する普及啓発イベント等の実施

第３ 業務履行期間

契約締結の日から令和９年２月１日（月）まで

第４ 委託業務の内容

（１） 目的

認知症の正しい知識や「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の趣旨，「新しい認知症観」等を伝えるイベントを実施することで，県民が認知症を自分ごととして考えるきっかけとし，認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し，相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現を推進することを目的とする。

（２） 業務の内容

認知症に関する普及啓発イベントの企画，準備，広報，運営，必要な資材・物品の手配などイベント実施に係る一切の業務

（３）　実施時期

契約締結から令和８年 12 月 26 日（金）までの土曜，日曜，国民の祝日・休日可能な限り認知症月間（９月）中のイベント実施を検討することとする。

（４）　実施回数・実施場所

別々の高齢者保健福祉圏域で計２回以上行うこと。実施場所は，県民が気軽にアクセスでき集客が見込める場所とし，認知症について関心の薄い無関心層に対しても普及啓発を図ることができる開催場所（形式）を提案すること。実施場所は提案事項に含め，委託者と協議の上決定する。

（５）　イベントの内容

業務の目的を果たし，認知症について理解が深まるイベントを提案すること。

（イベントの例）

- トークショー，講演会，認知症サポーター養成講座
- 県民が楽しみながら認知症について学べる体験型イベント
- 認知症の人が制作等に携わった商品の販売や展示
- ラジオやテレビ等の公開収録
- 普及啓発テレビＣＭの実施
- 認知症普及啓発キャラバン（キャラバンカーによる県内市町村の巡回）

【必須事項】

- 話題性・集客性のある内容とし，可能な限り多数の来場者・参加者を確保できるイベントとすること。
- イベントの実施にあたっては，テレビやラジオ，ＳＮＳによる発信など，複数のメディア（もしくはそれと同等の効果があると見込まれる方法）を活用すること。
- イベント当日会場に来場できない県民に対しても普及啓発を図ることができる内容となるよう工夫すること。
- 認知症の人を含めた誰もが参加できる内容とすること。参加者が特定の年代に偏らず，幅広い年代から参加が得られるイベント内容とすること。
- 「新しい認知症観」を伝え，認知症を自分ごととして考えるきっかけとなる内容とすること。
- イベントの内容に，①と②を１つ以上盛り込むこと。
  - ① 認知症の人と家族が参画する内容
  - ② 委託者においてこれまで聴取した認知症の人本人や家族等の意見を紹介し，イベントに参加した県民が認知症の人本人や家族等の思いを知ることができる内容

・　認知症疾患医療センターや認知症の人本人が利用するグループホーム・介護保険事業所等関係機関とも連携したイベントの実施・周知等検討すること。

（７）広報

・　県内全域の市町村・住民に対してイベントの実施が浸透されるように効果的に周知すること。周知にあたっては，地元メディアの活用やＳＮＳによる発信，関係機関との連携等効果的に事業を周知すること。

・　イベント等の内容がわかりやすく記載され参加意欲が湧くような，イベント等を周知するチラシ等を作成し，受託者において県民へ配布すること。なお，チラシ等のデザインは委託者と受託者が協議の上決定する。

（８）アンケートの実施

・　参加者の感想や反応等を収集できるような質問項目を設定し，アンケート調査を実施すること。アンケートの内容は委託者と受託者が協議の上決定する。

・　アンケート調査結果は集計を行い委託者へ報告すること。入力データは，加工可能な形で委託者へ提出すること。なお，アンケート結果については，委託者より経過報告を求める場合がある。

第５　実績報告・成果品

本委託業務により制作又は作製した成果品及び電子データは，受託者から委託者に納品又は引き渡すこととする。ただし，納品及び引渡し方法等については，当該成果品及び電子データの制作又は作製の期間及び内容等に応じて，委託者と受託者が協議の上，決定する。

第６　著作権及び秘密保持

１　著作権

（１）　本委託業務により制作又は作製した成果品及び電子データ（以下「本著作物」という）に係る著作権（著作権法（昭和 45　年法律第 48　号）第 27　条及び第 28　条に規定する権利を含む。）は，全て鹿児島県に帰属するものとする。

（２）　委託者は，本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。また，関係機関への提供など，二次的な利用も可能なように対応すること。

（３） 受託者は，本著作物に関する著作者人格権を，鹿児島県又は鹿児島県が指定する第三者に対して行使しないものとする。

（４） 本著作物の著作者が受託者以外のものであるときは，受託者は鹿児島県又は鹿児島県が指定する第三者に対して，本著作物に関する著作者人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。

（５） 受託者は，鹿児島県に対し，受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権，著作者人格権及びその他特許権，商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。また，本著作物の利用について，第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは，受託者は，自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし，かつ鹿児島県に何らかの損害を与えたときは，その損害を賠償するものとする。

２　機密の保持

受託者は，本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い，契約の目的以外に利用し，又は第三者に提供してはならない。また，本業務に関して知り得た情報の漏えい，滅失及び毀損の防止，その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この契約が終了，又は解除された後においても同様とし，これにかかる賠償責任が発生した場合は受託者負担による。

３　個人情報の保護

受託者は，本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は，鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年 12 月 23 日鹿児島県条例第 33 号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

第７ その他

１　受託者は，委託者の許可なく第三者に業務の再委託はできない。

２　本委託業務の実施に当たっては，受託者は委託者と十分に連絡及び協議を行うこと。

３　本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は，委託者と受託者が協議の上決定すること。